

# 人権を考える



～犯罪被害者の人権～

犯罪は、平穏な暮らしの中で突然起こり、普通に暮らしている誰もが犯罪被害者になり得ます。犯罪被害者は、犯罪そのものの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後も経済的な損失や精神的な苦痛などの被害と向き合っていないままに生きていくことになります。

## 犯罪被害者の苦しみ

### ◆心身の不調

大切な家族や身近な人を突然奪われた場合の衝撃については、言うまでもありません。また、命を奪われなくても、暴力を受けた記憶などに長い間苦しめられます。急に気持ちが悪くなったたり、身体的なことを思い出したり、身体的にも完治せず、いろいろな形で不調を訴えることが多くなります。

### ◆経済的な問題

家計を担う人を失ったり、怪我をした人や精神的に支援が必要になった人には、治療費の負担がのしかかります。また、治療や療養が長引き、長期間仕事を休まなければなら

らない、失職・転職を余儀なくされる、これまでの住居に住めなくなり、生活を変えざるを得ないなどの場合もあります。

### ◆生活上の問題

捜査や裁判、公判手続きなどのために時間を取られたり、その過程で、被害を受けた際の詳細を思い起こしたり、語ることは、大きな精神的負担となります。そのため、職場や家庭内でうまくいかなる場合も考えられます。

例えば、家族の場合、犯罪被害を受けた後は、心や体に変調をきたすことが少なからずあり、互いに上手く支え合えず、家族関係にひずみが生じてしまうこともあります。

### ◆二次被害

事件発生後の取材や報道による被害のほかに、犯罪の被害を受けたことが周囲の人に知られた場合、そのこと自体が負担になることがあります。心ないうわさ話や中傷、興味本位の質問などにより、傷つけられたり、悩んだりしてしまいます。また、「頑張ってる」「早く元気になって」など、

周囲の人にとっては慰めや励ましのもりの言葉掛けや対応が、逆に被害者を傷つけてしまうことも考えられます。

## 犯罪被害者を守る

本市では、4月に犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、安全で安心な暮らしができる地域社会の実現を目指して、「犯罪被害者等支援条例」を制定し、「犯罪被害者等支援ワンストップ窓口」を地域づくり課に設置しました。窓口を一本化することで、相談しやすい環境を整備し、犯罪被害者の負担軽減を図ります。相談内容に応じて担当課と連携し引き継ぐため、その都度事情を説明する必要はありません。

犯罪被害者に対しては、言葉で励ますよりも普段どおりに接すること、自分の家族だったらどうするかなどを考えながら支援することが重要です。犯罪被害者の置かれた状況や支援の重要性を理解し、人権に配慮した行動が取れるよう心掛けることが大切です。

### 【相談窓口】

- ▷群馬県警察(犯罪被害者相談(☎027・221・7777))、平日午前8時30分～午後5時15分
- ▷公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま(☎027・253・9991)、平日午前10時～午後4時
- 【犯罪被害者等支援条例】に関する問い合わせ)▷地域づくり課(☎④2211)



## 身近な人を助けるゲートキーパー

福祉課(☎④2384)

### 命の門番

年間、全国で約2万1000人、県内で350人、本市においても10人前後の尊い命が自殺によって失われています。自殺を考えている人の多くは、何らかのサインを発しています。そのSOSサインにいち早く気づき、支える「命の門番」がゲートキーパーです。専門的な資格は必要なく、少しの心掛けで、誰でもゲートキーパーになれます。

### ゲートキーパー4つの役割

①身近な人の変化に「気づく」  
声を掛ける  
②悩みを抱え、自殺を考えている人は、それまでと様子が変わったり、死をほのめかす発言をしたりと何らかのサインを発していることがあります。表情が暗く

元気がない・体調不良や不眠を訴える・食欲がない・飲酒量が増えた・周囲との交流を避けるなどの兆候が見られたら、ためらわずに「あなたのことを心配している」気持ちを伝えましょう  
○掛ける言葉「最近、眠れている?」「元気がないけど大丈夫?」「私でよければ話を聴かせてくれない?」  
②相手の気持ちに寄り添い「傾聴する」  
「悩みを打ち明けられたら、まずは相手の話に耳を傾けましょう。相手の気持ちを受け止めて、責めたり、否定したり、励ましたりせず、聴き役に徹します。打ち明けてくれたことや今までの苦労を労いましょう」  
○掛ける言葉「つらかったね」「よく耐えてきたね」「話してくれてありがとう」  
○掛けてはいけない言葉「頑

張れば大丈夫!」「考えすぎ!」「もっと大変な人はいるよ!」「あなたにも原因があるので?」  
③適切な相談機関に「つなぐ」  
このころの病気や経済的な問題などを抱えている場合、早めに専門機関に相談することが大切です。本人の理解や承諾を得た上で、適切な人や機関につなぎましょう  
④温かく「見守る」  
元気を取り戻すまでには時間がかかります。相談窓口につないだあとも、普段どおりのコミュニケーションを取りながら、いつも見守っていることを伝えましょう  
○掛ける言葉「いつでも相談してね」「焦らず自分のペースでいいよ」  
相談窓口 福祉課(☎④2384)・藤岡保健福祉事務所(☎②1420)

## 12月の休日当番医

診療時間は午前9時～午後6時 歯科医院は午前9時～正午  
※当番医は変更になる場合があります。連絡の上、受診してください

日	医療機関	産婦人科	歯科
3日(日)	篠塚病院 中島整形外科クリニック 篠塚・☎③9261 芦田町・☎④1777	やまうち内科 2丁目・☎④5792	前田歯科医院 7丁目・☎②0569
10日(日)	光病院 本郷・☎④1234	しののめクリニック 中栗須・☎②8851	光病院 本郷・☎④1234
17日(日)	鬼石病院 すぎやまメディカルクリニック 鬼石・☎③3121 下大塚・☎②01666	原内科クリニック 下戸塚・☎④2255	むらかわ歯科 中栗須・☎②6480
24日(日)	くすの木病院 旭町・☎④3111	あいおいクリニック 芦田町・☎④8811	茂木歯科医院 鮎川・☎②8788
29日(金)	中田医院 小山医院 旭町・☎②0385 中・☎②01200	星野医院 仲町・☎②0116	藤岡総合病院 中栗須・☎②3311
30日(土)	篠塚病院 おおすかこどもクリニック 篠塚・☎③9261 芦田町・☎⑤8676	栗原胃腸科外科医院 神田・☎④2299	森歯科診療所 森・☎④2828
31日(日)	光病院 本郷・☎④1234	よしだ内科クリニック 白石・☎⑤8958	光病院 本郷・☎④1234

◎救急テレホンサービス(☎③6699) 緊急に対応できる医療機関を24時間案内します